

第11回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成30年5月2日(水) 午前10時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 委 員 長 | 高 田 保 則 | 委 員 | 宮 澤 一 照 |
| 副 委 員 長 | 佐 藤 栄 一 | 〃 | 阿 部 幸 夫 |
| 委 員 | 渡 辺 幹 衛 | 〃 | 小 嶋 正 彰 |
| 〃 | 岩 崎 芳 昭 | 〃 | 堀 川 義 徳 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 植 木 茂 | 副 議 長 | 横 尾 祐 子 |
|-----|-------|-------|---------|
- 7 説明員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 岩 澤 正 明 | 主 査 | 齊 木 直 樹 |
| 庶 務 係 長 | 堀 川 誠 | | |
- 9 件 名
- 1) 次期、臨時会の運営について
 - 2) 議会改革について

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木 茂） 皆さん、おはようございます。きょうは、ゴールデンウィークの中日で、皆さんもお忙しい中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。きょうは、5月14日に予定しておりました、高谷池の入札が不調に終わったということで、その説明等で、きょうは総務課長、財務課長も来ておられます。その後、専決関係のやつと、議会運営委員会の今後のあり方について、検討していただくということで、皆さん方、いろいろと知恵を出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1) 次期、臨時会の運営について

○委員長（高田保則） じゃあ、皆さんのレジメについて、1)次期、臨時会の運営について、本来であれば、本日、市長から臨時会の招集がなされ、5月14日に臨時会が開催される予定でありました。しかし、入札が不調に終わり、議案を提出できないことから、臨時会が延期されました。このことから、今後の臨時会運営に関し、議運として状況を把握する必要があると考え、急遽、執行部から臨時会延期までの経過、今後の臨時会開催の予定について、説明を受ける機会を設けました。それでは、説明願ひます。

総務課長。

○総務課長（久保田哲夫） 今ほどお話があったとおりなんですが、本日招集告示、それから14日月曜日、開催予定でお願いしておりました臨時会でご審議いただく予定でありました、高谷池ヒュッテ増築・建築工事の事件議決でございますが、4月9日公示、それから27日開札で執行した入札の結果でございます。

指名業者全部で9社指名をさせていただいたんですが、全ての業者が辞退ということで、不調となってしまいました。このことから、議案を提出することができなくなってしまいました。臨時会を一旦中止させていただきたいということでございます。今後の予定等につきましては財務課長のほうから説明をさせていただきます。

○委員長（高田保則） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 高谷池ヒュッテ増築・建築工事につきましては、降雪期前までに工事を完了できる十分な工期を確保する必要があることから、早期に入札を行い、臨時議会において契約について議決を賜りたいものであります。そこで入札日程につきましては、昨日5月1日火曜日に公告し、入札日を5月18日金曜日といたしました。18日に落札者が決定すれば、議会の招集告示を行い、議案をお届けすることになりますが、21日月曜日に不落随意契約などが持ち越された場合は、21日月曜日に落札者を決定し、議会の招集告示、議案発送となります。時間がないうちで誠に恐縮ではありますが、5月23日水曜日に臨時議会の開催をお願いしたいものでございます。以上です。

○委員長（高田保則） ただいま、執行部から説明がありました。何か御意見。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、5月1日公示、18日入札、まあ、公示終わった訳なんですけど。これは一社も応募なかったという話なんですけど、どのように対応して、し直したんですか。

例えば設計金額変える訳にもいかないですよね。予定価格は設計の通りだから変えられないですよね。何を変えて、どういうふうな対応をしようとして、今度18日は、先日の27日と違う条件で成立しそうですか。

○委員長（高田保則） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 入札が不調になりましたので、議員さんおっしゃられましたとおり、設計内容を変えるか、業者を変えるか、ということになりまして、今回は業者を変更することになりました。今回は入札参加につきましては、平成29、30年度の妙高市建設工事入札参加資格名簿の建築一式工事に登録されているもののうち、上越市内に本社又は支社、営業所を有する者で、経営事項審査の総合評定値が900点以上あること、かつ25年度以降に公共工事の建築一式工事を元請けとして1億円以上の工事を受注し完成した実績があることなどを条件として入札に付したところです。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） そもそも9社、地元でやってもらいたい9社が不調と言いますか、辞退した理由をお伺したいんですが。

○委員長（高田保則） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 主にはヘリコプターによる空輸について不安があること、それから技術職員や作業員の確保が困難であることなどが主でございました。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これは、去年も最初不調だったんですよね。それで大分発注が遅れて、結果的にああいっただいになってですね。当然ああいっただい場所ですので、その去年の不調になった原因というの、大体わかってたわけなんです、やっぱり今年の入札といいますか、発注する時には去年の反省をですね、生かしてなきゃいけないと思うんですが、結果的に去年と同じことになってしまっていると思うんですが、その辺、去年の反省どういうふうにかしたんでしょうか。

○委員長（高田保則） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 昨年度につきましては、7月に入札を行いまして、降雪期までの工期に、非常に短かったということがございましたので、今年度は、早着で、早期に発注を行って、十分な工期を確保しようということで臨んできたところでございます。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 早めに出せばですね、誰か、市内の業者、やってくれるんじゃないかということで、これ確か、設定金額が1億以上ですね。大体、ほとんど、そのヘリコプターのお金が大きいとは思いますが、市内ですと、1億以上あるものは、JVという形で企業体組ませると思うんですが、今回は、単独の業者に発注してるようなんですが、その辺ですね、去年もひよっとしたらですね、どっかと組めばやってもいいよみたいな形の業者さんがいらっしやったかもしれないんですが、その単独発注した理由って何でしょうか。

○委員長（高田保則） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今回、設計額の多くがヘリコプターによる輸送代となっております、本体の工事費っていうのが、JVの基準値であります1億円を超えていないということから、JV案件とはしないで、単独発注工事として発注したものでございます。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 前回の9社は、全部地元業者ということだと思うのですが、今回は、地元はゼロということ考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（高田保則） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今回は地元業者は入れておりません。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） とかく妙高市の仕事は、こう、割と上越の方々に聞くと、あまり、厳しいと言いますか、あまり利益が出ない仕事が多いという中で、市内の業者さんがですね、おそらく同じ妙高市で出た仕事だから、少しぐらいは、あまり儲からなくてもやろうというような気持ちがある中での辞退ということになってですね、上越の業者さんが、もしまた今回のように不調みたいな形になったらですね、高谷池のほうも、今工事やってるってことで、結構予約入れても満室だってことで、妙高戸隠連山のもですね、それを生かしていこうというような大きな市のビジョンの中では、非常に今あそこがですね、1日でも早くフルオープンしてほしいというようなのは、大きな施策のひとつだと思うんですが、これ本当に、18日にやって、ある程度見込みはあるんですか。

それやったけどやっぱりダメだったってことになればですね、大変な問題になると思うんですけど、その辺見込みあるのでしょうか。

○委員長（高田保則） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 入札、やってみないと、なんと申し上げようもございません。

○委員長（高田保則） 委員長交代します。

○副委員長（佐藤栄一） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私は、詳しくは聞いていないんですけども、去年はヘリの輸送の関係だとか、日程の関係だとかということで不調に終わったというような状況ですけども、今年は何か、聞きますと去年の不調に終わった条件と同じような条件が、今回も提出された。ただ、輸送費については昨年よりも増額だということですが、その他の条件はほとんど去年の不調になっている原因そのまま出てるっていうような噂を聞いたんですが、その辺はいかがですか。

○副委員長（佐藤栄一） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 平成 29 年度に一回入札をして、それが不調になっておりますので、4 月に入札をかけた時に つきましては、設計を変更して出させていただいております。その主な内容といたしましては、安全施工及び効率性を確保するために、ヘリで吊り上げながら鉄骨を組むといった工法からクローラークレーンを使用した工法に変更して、ヘリの機種とか輸送回数なども見直すなどしてございます。以上です。

○副委員長（佐藤栄一） 高田委員。

○高田委員（高田保則） それともうひとつは、工期といいますか、問題ですけども、この平場でしたらね、多少雨降っても、霧がかかっても工事は続行できると思うんですが、あの 2000 メートル近くのところで、霧、雨がかかれば、当然資材の輸送手段がなくなるわけですよ。ヘリコプターも絶対飛ばせんし。そうすると、作業員は待機ってことで一日になるか、二日になるか。その辺のですね、工期の中でその辺の間接というか、直接というか、わかりませんが、経費というのはどのくらい勘案しているか、業者もそんなような話してました。待機してるの全然みてないと。そんなんで、一週間まるまる工事できんたら構わんけども、じゃあ二日、三日、工事は中止になった場合は、その度に作業員を下げて、また上がるなんて、それ不可能だ。当然、現地で待機ということになるんだと思うが、その辺の勘案はなかったようだっていう話聞きましたんですが、その辺いかがなんでしょうか。

（「ちょっと」と呼ぶ者あり）

○副委員長（佐藤栄一） 局長。

○局長（岩澤正明） 今、議運の中でのあれですので、入札見込みだとか、議会の予定だとかということになるかと思うんで、中身だと、本会議でやったほうがよろしいんじゃないかと思うんで、答えられる範囲で答えていただければと思います。

○副委員長（佐藤栄一） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ただ今の質問、取り消しさせていただきます。ただ、工期の問題ですけども、今回も雪割って云々という話も聞いてるんですけども、その辺の今恐らく、この状況を見ますと、恐らく 2 メーター、3 メーターは、高谷の池はあるんじゃないかと思うんですが、それでもやっぱりやるということは、設計の中に勘案されているんでしょうかね。

○副委員長（佐藤栄一） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 詳しい設計の内訳になりますと、私のほうであまり承知してないんですけども、今の時期、雪がある状態でヘリを飛ばして空輸したほうが、輸送しやすい、現地に下しやすいといったような話も伺っておりますので、早めに発注をかけて、準備をしていただければ、それだけそういった雪の何も無いところに空輸して下しやすいということもあるんじゃないかと思っております。

○副委員長（佐藤栄一） 高田委員。

○高田委員（高田保則） いずれにせよ、1 回、去年がね、こういう状態で、中止になった事業ですので、今年は万全を期してやっていただかないと、ちょっと今後、いろんな課題が残ると思いますので、ぜひ万全を期して、18 日には入札できたという報告で、23 日には臨時議会を開くという強い決意で臨んでいただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○副委員長（佐藤栄一） 委員長交代します。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 設計の内容について、所管ではありませんから、お聞きしませんけど、あの考え方として整理しておいていただきたいんです。例えば、あの今雪まだいっぱい 2 メートル以上あると思うんですけど、それがあ

るという前提で工事するんだから、仮設とか、設計の中にそれが反映されている部分あると思うんですよ。それと問題は、さっき休みの日があるんじゃないかって言ったけど、例えば、ある普通の工事でも物価が非常に予定したより上がったという、高騰したという格好でインフレ条項があって、それで単価変更するってことも可能なんですよ。それとか下水道なんかで、地下で工事していて、例えば推進方法、トンネル掘っていくんですけど。そこに予期しない埋設物が出てきて、石が出てきて、そして工事が遅れたと。それは日報書いてるんです。日進量、きょうは1日何時間掘って、何メートル進んだかと。それを出して、それを根拠にして設計変更の相談をするんですけど、柔軟な対応ができるということになれば、今、例えば週の内、週休二日ですから、五日間工事するという前提で設計書を組んでありますよというふうになれば、それが三日しかできない週が何週間もあったなんてことになれば、検討の余地があると思うんですけど、そういうのは業者との間できちんとしておいていただきたいなど、要望しておきます。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。じゃあ、そういうことで、今回の当局の説明を終わりたいと思います。これで、総務課長、財務課長の退席をお願いします。

〔久保田総務課長、平井財務課長退席〕

○委員長（高田保則） それでは、今、執行部から臨時会の説明がありましたけども、一応23日に臨時会を開催したいということがございます。そういうことになりますと、告示は5月の何日になりますかね。局長。

○局長（岩澤正明） 先ほどの説明では、5月18日に告示したいということ。それと、不落入札のときには21日に告示をしたいというようなことでありましたが、臨時会については23日に予定、お願いしたいという話でありました。

○委員長（高田保則） じゃあ、23日に予定される臨時会については、5月18日告示ということで、招集は5月23日ということで、議運についてもこれによって進めていきたいというふうに思います。

今、執行部から臨時会の説明がありました。現時点では予定でありますので、議案が提出された場合の議案の取り扱いについて事前に協議したいと思いますがいかがでしょうか。臨時会前日の22日は定例会の運営に関わる協議をするための議運も開催されますが、準備の都合上、本日決定していただければ良いと思いますが、何か御意見ありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。それでは、23日に臨時会が招集されるものとして、日程について審議のうえ決定していただきます。②会期について、③議事日程案を一括して説明願います。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） まず、23日になったとした場合の案件を説明いたします。4ページをごらんください。案件は、専決処分の承認3件、それと今ほどの工事請負契約の締結の事件議決1件、合計4件となります。

まず、専決処分の承認なんですけれども、専決処分した後、次の議会にかけるということになっておりますので、まあ、案件になるということです。報告第1号、2号は、3月定例会の全員協議会で報告のあった条例改正です。内容は税制改正に伴う市税の改正で、新年度課税に対応するため専決処分を行ったものとなっております。

次に、報告第3号です。平成30年度一般会計補正予算第1号は、県知事辞職に伴う、県知事選挙執行のため、4月24日に専決処分を行ったものです。補正予算の概要、専決処分の理由等については、議長あてに文書の提出がありまして、その写しは先般、全議員に配付したところであります。

次に、議案第58号、工事請負契約の締結について（高谷池ヒュッテ増築・建築工事）は、契約の予定価格が1億5000万円を超えたことから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は

処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。5月18日が入札の予定日ということで話がありました。所管は観光商工課になります。

すいません、レジメ1ページにお戻りください。会期について、この審議から採決までを1日で行うというのが基本的な案であります。記載されていませんが、招集日は5月23日水曜日となります。次に、③議事日程案です。5ページをごらんください。日程第1から第3までは記載のとおりです。

議案については、日程第4からとなります。すいませんが、再びレジメの1ページをごらんください。この議案の扱いについて説明いたします。専決処分の承認になりますが、日程第4、専決処分の承認、合計3件になりますが、括弧書きで書いてあります。即決のため、会議規則に基づく質疑回数3回は、適用除外で運営いたします。

次に、日程第5、議案第58号工事請負契約の締結についてですけれども、ページめくってください。2ページをごらんください。四角囲みに記載のとおり、臨時会における議案審議についてということで原則を記載しました。

審議方法案の一つ目としましては、本会議場での即決の方法です。会議規則に基づく質疑回数3回は適用除外ということで制限なし、所管制限なしにより審議。質疑、討論、起立採決となります。

次の審議方法案2としましては、所管委員会に付託する方法です。今回の契約の内容から、産業経済委員会へ付託となるかと思えます。その場合の流れですが、市長提案のあと総括質疑があり委員会付託となります。委員会終了後、委員長からは報告を作成していただきます。その後、委員長報告、質疑、討論、採決となります。インターネット中継がありますので、その機材の移動セットが必要になります。また、記載の四角で囲んだ時間については、あくまでも目安ということでありまして、確かなものではないということをお願いしたいと思えます。説明は以上です。

○委員長（高田保則） それでは、議案の審査方法について審議願います。まず、日程第4、専決処分の承認については即決とし、会議規則に基づく質疑回数3回は、適用除外とすることとしております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） それではそのように、御異議ありませんので、そのように進めてまいります。

○委員長（高田保則） 次に、日程第5、工事請負契約の締結について、議会運営マニュアルでは臨時会の場合は委員会付託を省略するとしておりますが、この件については、いかがでしょうか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） あの、マニュアル、原則でですね、臨時会の場合については会議に諮り直ちに答弁、採決するのが例である。これで、だと思んですけども、その後のですね、議会運営委員会で委員会付託を必要と認めた場合というのは、どういうことを想定しているのかなと、ちょっと教えていただければありがたいな。こういった場合はそれに該当しないのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいなと。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） はい、すいません。経験がなくて定かではないんですけども。従前にですね、委員会のほうである程度審議していたものであるとか、専門的で、委員会がですね専門的であるとか、そういう時にですね、委員会付託するのではないかと思いますし、全員で質疑したほうが深まるというものについては、本会議場でいろんな角度から質疑するんじゃないかというふうに思われます。その程度ですが、よろしく願います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） この案件については昨年でもですね、問題になりまして、去年は工事できなかったというような、非常に大きな大事な案件ではないかなというふうに思っております。そういったことから、産業経済委員会の中で、どういう形になるかってのは、ちょっと予測し難いんですけども、そこに対するですね、これこれこうだ

からこういう形で例によるということにしたというようなことが、議運の中で説明できれば、それでいいんじゃないかなど、即決でいいんじゃないかなっていうふうに思ってます。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 恐らく、基本は委員会付託だと思います。基本は委員会付託なんだけど、会期も一日ですし、ある意味臨時会に出されるような案件であれば、委員会までやらなくていいんじゃないかということで、みんなでやったほうがですね、回数制限なしでやったほうがいいんじゃないか。だったら、そっちでしょうというような形で。基本は、私は委員会付託が基本で、ある意味、即決のほうがむしろ、イレギュラー的なのというような感覚だと、思うんで、本当に重要なのであれば当然、委員会付託が、今何となくこうマニュアルで、臨時の場合は即決だ、みたいになってますけど、基本は、私は委員会付託が基本だと思ってますし、ある意味そうじゃなくてもいいんでないということで、即決やってるだけだと思うんですけど。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 堀川委員、言ったとおりなんですけどね。基本条例つくるときに、そこで揉めたんですけど、臨時会だろうが、なんだろうが、基本は委員会付託と、委員会制度採っているんだから、という話があったんです。

だけどもあ、振り返ってみると、例えば去年の1月の臨時会で、例の案内所の話、あれをそのままやったんですけど、もっと別のほうがよかったのかなど、反省も無い訳じゃない。6月にも補正をした。それはまああれだったけどね。本会議だから、そういう点では振り返ってみると、これが一番良い方法だったのかなど、疑問のあるところはいくつかあります。だけど、まあ、堀川委員言ったみたいに、臨時会だし、その程度かなど。しかも、個人的に、これも基本条例のとき話したんですけど。個人的に言えば、所管でなくても、是非、聞きたいという人がいるわけですよ。私もそうだったけど。そうすると、委員会だと委員長に3回しか質問できない。それも審議があったか、どうかくらいしか、質問できないから、このほうが、即決のほうが、深められるかなという思いはあります。だし、小嶋委員もおっしゃったようにマニュアルに書いてあるんだから、そのとおりで言えばそうだし、基本を考えれば堀川委員のとおりなんだけど、それも過ぎた時点でその対応でよかったんだろかというチェックは必要んじゃないかなと思いますんで、よろしくをお願いします。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） よくわかりました。この件については、大きな問題であるだけに、ほかの議員の皆さん方も突っ込んだ質問したいということだろうと思いますし、その機会を確保するためには、委員会付託でなくて、即決で回数制限なしでやるというのが、結果としてよい方向になるんじゃないかなというふうに私も思います。ただ、マニュアルに書いてある部分についてですね、何回読んでみてもですね、なかなか本当にこれでいいのかなという部分がいっぱいごとあるんで、あえて今回そういったのがありましたので、御指導いただいたところです。よろしくをお願いします。

○委員長（高田保則） 今、いろいろ御意見伺いましたけど、本会議3回、回数制限なしということで、全員の意見を聞いたほうがいいんじゃないかということで、本会議即決というようなことでございますけど、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。第5の工事請負契約の締結については、委員会付託なしで、本会議即決。質疑回数3回の制限はなしということで、議案を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高田保則） 次に、全員協議会報告事項について、説明願います。

局長。

○局長（岩澤正明） 臨時会開会前の9時半から議会側の全協を開催したいと思っております。ただいま決まりました

審議方法等の説明と、議運での議会改革の検討結果の報告となります。

議会改革の報告につきましては、6月定例会から手続きを改めて行う所管事務調査の実施方法の説明を中心とし、29年度の検討項目の進捗状況の説明、また、30年度に検討を行う議会改革の項目4項目が決定したことを報告したいと思っております。なお、常任委員会の所管事務の範囲について、現在の事務の範囲で良いかと検証を行う予定であること、議運以外の議員からも、その件については、意見を伺うことも予定していることについて、簡単に報告したいと思っております。

次に執行部側からの全協なんですけど、今のところ予定はありません。以上です。

○委員長（高田保則） 　ただいま説明がありました。何か。

　渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 　今、局長の説明ですとね、議会側のは、きょうののをその日の朝、説明するんですよね。それで問題なんだけど、即決なんだからさ、即決なんだっての、特に、あの一枚でも、注意事項を入れておいてもらいたいんだ。即決だと言って、制限なしで誰だってできるって言うていながらさ、それこそ限られた人しか質問してないってのと、なんで即決にしたのか意味ないんでね。機会を全部与えるんだからさ。普通の議案なら、貰ったって、これ所管じゃないから、まあ所管の審議した模様を聞いていればいって、そういうくらいの構えでいっちゃうけど、今度、即決で、その日の朝しかわからないってことになる、構えが違ってると思うんですよ。それで即決にしたなら、即決にしたと、さっきのプラス、マイナスいろいろあるんだけど、プラス面を生かすような取り組みを全議員さんにして来てもらいたい。そう思いますので、それはきょうののは、その日の朝しかわからんじゃなくて、告示のときはそういつて書いて出ると思うから、特にアンダーラインでも引いて出してもらいたいと思つて。

○委員長（高田保則） 　渡辺委員の御意見ですけども。

　事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 　本日の議運の結果につきましては、事前に周知したいというふうに思いますし、今、臨時会の開催予定、23日の開催予定も周知しなければいけませんので、併せて周知したいと思います。

○委員長（高田保則） 　じゃあ、そういうことで、まあ、何のために即決にしたかという意味合いを全議員、皆さんに十分解っていただくというような形で、報告、通知をさせていただきたいと思つますので、よろしくお願ひします。

○委員長（高田保則） 　堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 　先程、その入札、まあ本当は予定していた14日のやつが、まあ23日になりそうだというこゝとですが、少なくともは私たちはどうしてその今回の入札が不調になったかというの、直接聞いたからあれなんですけど、ほかの議員の人たちは、ただ不調になって、23日だつて言つて、そもそもずれた理由というのが、わかんないわけですね。ですつて、その告示と言いますか、その議案が配布されたときに、なんで23日になったかつて、さっきの財務課長とかの、ちょっと我々のやり取り中の、こういう理由で不調になって、23日にずれたといつたのが、わかつてないと、ちょっとまずいのかなつていう、全協で口頭で、全協の中で言つても多分ちょっと遅いのかなど。当然、執行部側も来ていないんで、今、なしになつていますんで。やっぱり、その今回の不調になった理由とかですね、それはやっぱり何らかの形で一般の議員の方にも周知すべきだつと思うんです。その辺はどうですか。

○委員長（高田保則） 　渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 　かけ問題じゃないけどさ。あの、一般の議員、おっしゃるとおり、知らないわけだよね。それで、さっき局長から、それは本会議の場で、と言つて注意もあつたけど、今、話されたのがフライングかもしんないけど、主なところは入れてやつてくんないかね、メモでも何でも。まあ、公式発表にするかどうかは別として、

実際はここで話し合いがあったんだから、ネットだって中継されているわけだからさ。是非、要点だけでも、私的なメモで何でもいいですけど。知らなければ、当日まで何にもわからないんだよね。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私、言いたいのは、今回の入札の、例えば、内容ではなくて、これ審議するのは、入札の内容なわけですよ、ただ今問題になっているのは、不調な理由、この議案に出されたこのときに聞く案件ではないのかなと。もうすでに、どこどこで、いくらで入札したというふうなことに對して、何で最初の、1回目の入札が不調だったんだって、それはちょっと議案とは、また違うのかなということで、もうどうしようもないんで、それはやっぱり説明しなければそりゃ、このやつとは違うのかなと思います。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 23日に延期になったという連絡ですね、それと、なぜなったかということでそういうものも併せて議員に周知するというところでお願いします。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） なぜ、不調になったのかということに踏み込んだというのは、いろんな理由があるだろうと思うんですね。それは業者さんにでも聞いてみないとわからん部分ですから。だけど、ここでは、事実関係をきちっと整理して、議員の皆さんに伝えるという、きょうの議論も含めてですけれども、事実関係をきちっと伝えると。後は、議員力と言いますか、いろんな調査をしたり、その中で本会議で質問すればいいわけでありまして、今の段階では、通知するのは、事実関係を元に整理して伝えるということにとどめるべきじゃないかなというふうに思っています。

○委員長（高田保則） 23日の臨時会は、なぜなったかということを実事関係を皆さんにお知らせするというので、通知をさせていただきます。臨時会の件については、これで終わりたいと思います。

2) 議会改革について

○委員長（高田保則） 次に、2) 議会改革について、でございます。4月13日の議運では、平成29年度項目の検討と、平成30年度に検討する項目の決定を行いました。本日は、平成30年度の検討項目の実施方針を中心に協議したいと思います。また、会議時間は、次の広報広聴委員会の開催もあることから、それなりに1時間ちょっとくらいを目安で、協議を行いたいと思います。なお、30年度の検討項目の協議に入る前に、前回会議の確認についてと、併せて、政務活動費の後払いへの変更について、条例改正案の確認の説明をしてもらいます。

局長。

○局長（岩澤正明） すいませんが、レジメ3ページをごらんください。平成29年度実施項目、各項目の決定事項と今後の予定について、説明したいと思います。前回の会議の結果ということになります。

ナンバー1の2の農業委員の採決方法のマニュアルへの記載については、マニュアルの改正内容を決定しましたので、5月23日の全協で報告しまして、その後、マニュアルを改正したいと思います。

次に、ナンバー4、政務活動費の実績報告に基づく交付、後払いへの変更は、変更概要、こちらから示しました変更概要つきまして、支出報告日をですね、4月30日から4月10日に、現状に合わせて改正したらどうかというようなことで決定していただきました。このことについては5月23日の全協で、概要ですね、全協で報告します。

変更概要に基づき、新旧対照表と条例改正文を作成しました。皆さんのお手元にいつているかと思いますが。平成30年5月2日議運資料、ナンバー4政務活動費の実績報告に基づく交付、後払いへの変更ということで、資料名、表について書いてありますけれども、条例の改正文とそれと新旧対照表、関連する規則の改正文と規則の新旧対照

表が綴られております。皆様からは、新旧対照表のほうですね、主に確認していただければというふうに思っておるところです。正式な新旧対照表でなくて、直す部分に線を引いてですね、解りやすいというか、正式なものではないので、線を引いたり、アンダーラインを引いたりしたものなんですけど、これを見ていただきたいと思ひますし、これについては、こちらからのお願いなんですけど、5月18日までに確認していただき、なんか修正等があれば連絡をいただきたいと思ひます。なお、5月22日の議運、これについて決定したいというような予定としております。実際に、全議員さんに提出するのは、全協等で提出するのは、12月定例会の近くになってから提案したいというふうに思ひますが、議運の中では、あらかじめ改正文、新旧対照表を確定したいと思ひておるので、5月18日まで修正事項あれば連絡をいただきたいというふうに思ひております。

ナンバー8とナンバー10、閉会中の所管事務調査の実施、所管事務調査の活性化については、実施手続きにつきまして、5月23日の全協で報告いたします。マニュアルの変更部分も全協で合わせて報告する予定としております。

続きまして、ナンバー14、議員提案による条例及び政策提言実現のための仕組みの整備については、フローを参考資料としてマニュアルに掲載することについて、方針の変更はないんですが、よりよい参考資料とするために、議員全員に改善案を照会することになりました。その結果を受けまして、4月23日に全議員に依頼をしておるところです。改善案を集約しまして、議運で協議をしていただきたいというふうに思ひておるところです。

平成29年度の決定項目と今後の予定について説明をいたしました。

○委員長（高田保則） ただいま29年度の分についての説明がございましたが、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

〔「ちょっといいかね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） よく読めばわかるかもしれないんだけど、気になっていた部分。今まで、一括支給して、後、これこれに使いましてよって、報告出していただけですよ。まあ、研修会とかなんか行って来れば実績報告、その会議だけのものは出るんだけど。一般的な補助金の流れで、対市民で言えば、最後に、3月31日付けでもいいんだけど実績報告を出すわけだよね。そうすると、ここでは実績報告ではなくて、支出報告書になってるんだけど、いいかね。ちょっと引っかかってるんだけど。どうなんですか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 冊子の17ページのところを見ていただきたいと思ひます。17ページの現行、右側の現行ですね。政務活動費収支報告書。これ現行なんですけども。それが今度改正案では20ページの左側になります。政務活動費支出報告書ということで、報告書自体は渡辺委員がおっしゃったとおり変更はないということでもあります。そして備考のところですね、主たる支出の内訳を記入するというので、あの前回と同様になってるわけなんですけども。今のところ渡辺議員おっしゃったような、通常あります実績報告書ですかね。あの市民の方が出すような実績報告書というのは、予定はしてありません。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 通常の補助金交付、市民の皆さんがやる場合については、事業目的というのがあって、それに対してこういう物品を買いましたとか、あるいは、こういう視察をしてきました、で視察報告書を出す。それが実績報告ということになるわけ。お金の出し入れについては、後日また検査で、ということになるわけなんですけども。私ども議員の政務活動費っていうのは、やっぱり、それは実績は、やっぱり議会の中で示すとか、そういうことを求められているんじゃないのかな。一般質問に取り入れるとかですね、そういうことが市民の皆様、税金を使わせていただく報告になるんじゃないかなというふうに思ひます。そういう面では、適正に使われていた

かどうかっていう部分で、経理の報告をすることということで改正させて頂ければありがたいなと思います。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 今までだと、例えば視察に行く場合には、視察の計画書を出して、帰ってきてから報告書を出すという形をとってましたけど、今回はこれではなくなってるんですかね。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） それは、あの今までどおりということであります。

○委員長（高田保則） ほかにございませんか。今回の改正は、内容は従前どおりということですが、4月10日までに、実績報告書を出すということで、その後の政務活動費をお支払いするというので、ございますので、そのような経過でよろしいでしょうか。

○委員長（高田保則） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時53分

○委員長（高田保則） 休憩を解きます。ただいま、局長のほうから、平成29年度の検討項目について報告ありましたが、そのように進めさせていただきたいと思いますがよろしくお願ひします。

○委員長（高田保則） 次に、平成30年度検討項目の実施方針について、4つの検討項目がありますが、まず、ナンバー1、会派代表者会議の運営事項等のマニュアル化について、実施方針を協議したいと思います。事務局から、現状と課題について、説明をもらいます。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 事務局のほうから協議議題に沿いまして、予想される現状、課題ですね、事務局なりにまとめたものを説明しまして、実施方針のたたき台を説明させていただいて、皆さんから協議していただければというふうに思っておりますので、その流れで説明させていただきます。

ナンバー1の1、公明党さんから出てきた項目なんですが、市議会会派代表者会議の運営協議調整を行う事項、事件等について規定し追加するというので、議会運営マニュアルの一部改正ということで、大まかに大きく言うと、会派代表者会議の運営協議について、マニュアルに載せて進めたらどうかという提案だというふうな受け止めて、まとめたところです。現状のほうごらんください。現議長の所信表明で会派代表者会議の開催を公約としておりました。議長は、会派代表者懇談会を今年の1月30日に開催したところです。その会派代表者懇談会ということで、代表者会議の前ですね、打ち合わせといった役割になってるんですけども、1月30日に開催したところがあります。そのところで決定した事項を皆さんのほうに先、説明させていただければと思っております。

会派代表者会議の役割としましては、全員協議会、議会運営委員会の役割はそのままとしまして、各会議の重要事項の会派代表者による事前協議または事前調整する場とする。多数決で決定する場ではないということでありました。そこにあたりましての意見につきまして4点ほどありました。特に、全員協議会、議会運営委員会で一致を見ないような案件で、重要なものについて、それぞれ会派の考えを意見交換し、それぞれの立場、意見を確認する役割を持たせる。全員協議会、議会運営委員会の役割はそのままとして、補完する役割を持たせる。会派代表者会議は、全員協議会、議会運営委員会で決定する事項について根回しする場ではない。会派代表者会議に参加する代表者は個人として参加するのではなく、会派に属する議員の意見を取りまとめ、議論し持ち帰る。持ち寄る役割、役目を持つ。全員協議会、議運における重要事項の審議の際は相違する点などを重点的に行うことができるのではないか、そんな話があって、役割についてまとめたところです。

②協議調整する内容。調整項目、協議項目なんですが、その時点では一律に決められないので、ということで、代表者会議を開催しながら決めていくこととしたらどうか、という話となりました。議会運営マニュアルに会派代

表者会議の項目を追加する際には、大まかな内容は記載する必要があるのではないかという話でありました。

そのほか運営に関する事項につきまして、決まったことですが、招集については、必要に応じた議長による招集。会議場所、席次はこのとおり。開催通知は、マスコミに周知します。会議の公開、非公開については、そもそも決定事項でないので、マスコミの方、ずっと居るってのも考えられないのかなという話がありまして、会議内容については議長が取りまとめ、マスコミに説明するということになりました。会議結果は、要点記録とするということでありました。裏になります。課題ということで、マニュアルへの記載は、議運で決定することになっておりました。今のところ会派代表者会議、開催されてないので、開催回数を重ねると、懇談会で決めた内容についてですが、まあ調整が必要になってくるのかなというふうに、やりやり変わってくるのかなというふうなものが課題というふうに考えました。括弧エは飛ばしまして、実施方針のたたき台ということで、叩かれ台ということで考えました。

会派代表者会議の開催を重ねた上で、マニュアルに役割、運営に関する事項を記載したらどうかということ。それまでの間は会派代表者懇談会で決定した事項を議長から議員に周知してはどうかというようなことで、考えたところです。説明は以上です。

○委員長（高田保則） 今、局長のほうから、会派代表者会議の件について説明を受けましたけども、何か皆さんのほうで御意見等ありますでしょうか。この会派代表者会議はいろいろあるんですけども、議会運営委員会とは別だということも、まず基本にしておくということは大事だと思いますし、会派代表者会議は議長が招集するということが、本質的に議会運営委員会と違うということも区別しなくちゃいけないと思いますが、そういうことで、議長が招集するものについてどうするか、ということだと思んですが。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 基本的には、これでいいんですけど。希望とすれば、議長だけの権限じゃなくて、例えば複数の会派から代表者会議の要請があった場合は、議長は開くものとする、みたいな格好でもいいんじゃないかなと気持ちの上では思ってるんですけどいかがですか。

○委員長（高田保則） ほかに意見ございませんでしょうか。副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 今の渡辺さんの意見は最もだと、私は思います。懇談会の席でそこをやるか、協議会になってからやるかは、その辺は協議していけばいいと思うんですけど、やっぱり会派から要望があったもので、協議会を開催するという形は、私は取るべきだと思います。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） まあ、当然、議運と全協とはまた、全然別な組織だということで、私にしてみれば、本当に初めてのことで、その会派代表者会議を仮にマニュアルに載せていたとしても、設けることが、持つことができる程度にして、その代表者会議中で、いろいろどういふことを決めてつらいかというふうなことを、最初からきっちりですね、この議運とか全協とかもそれは別だよと言っているのに、あまりにもその代表者会議というのがきっちりとしたものじゃなくても最初がいいのかなというふうに思いますし、ちょっと、このマスコミの話も、きょうマスコミの方いらっしゃっているんですけど、少なくとも、やる場所とかその辺ですね、公の機関でなければ、通常は非公開なのかなと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 私もですね、最初からですね、マニュアルでビシッと決めるというのは、ちょっとまだ早いじゃないかなって気はします。懇談会なりで、どういふふうにするかというのをいろいろやってみた上で、どういふものがあるのか、どういふ内容の取り決め、決まったことをどういふふうにするかということも含めてですね、あの少し時間、1年ぐらいやってみてですね、それからマニュアル化でもいいんじゃないかなというふうに思

います。私もさっきの議運の中でもですね、ただし書のほうが本来の姿であって、例によるってというのは、それ例なんだという話はありませんけれども、マニュアル化、文書にすると、それが一人歩きする場合がありますので、最初の文書化はですね、慎重に図るべきだというふうに思っています。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） こだわるわけじゃないんだよ。こだわるわけじゃないんだけど、例えば、議長選挙は8月にあったんだよね。最初に開いたのは1月30日なんだよね。それまで、議長、公約しておきながら開かんかったわけさ。そうすると、懸案がなかったのかどうか、議長任せにしとくからいつ開くんだや、みたいな話になって。もっと早く開くべきじゃないかって声も実際はあった。そんなら、会派で、一会派でもいいんだけど、少なくとも複数にして、どういう内容で開いてほしいというのをすれば、議長も何の課題で開くのかって、はっきりわかって開きやすいんじゃないかって、そういう運用、マニュアルを決めるかどうかの別の話で、そういう運用をしていかなきゃいけないんじゃないかな。議長のためにもそのほうがいいと思うけどね。

○委員長（高田保則） この会派代表者会議の開催方法については、今後また十分検討していきたいと…。

副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） まあ、この議運には会派全員が揃っているわけではないので、これ提案している方もここにいらっしやらないということもあるんで、会派代表者懇談会の中で、これもう1回協議いただくという形にさせていただきたいと思います。

○委員長（高田保則） ほかに意見ございませんようでしたら、そのようにしていきたいと思います。

○委員長（高田保則） 次に、ナンバー6の2の議会運営事項に関する全会一致原則のマニュアル化について、実施方針を協議したいと思います。事務局から、現状と課題について、説明願います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） この事項につきましては、前回ですね、この項目を挙げるときに大分、話し合いがされたかというふうに思っております。現状としましては、歴代の議運の委員長は、議運での決定について、全会一致に配慮してきたということ。昨年の農業委員会の選任同意の採決については、全会一致の運営を図るべく調整がなされたこと。議員について、議会運営については全会一致を原則として考えていると思われるが、マニュアル等に明文化されていないのが現状だと思っております。課題につきましては、これも話し合われたことなんですけども、どこまでが議会運営事項であるのか、明確になっていない。運営事項とは何か、意見書等の提出とかですね、取り扱いとは異なることを明示する必要があるんじゃないかと。議会運営事項は多数決で決めるのではなく、粘り強く調整するためにその根拠となる議会全会一致を原則とするということが明文化される必要があるのではないかとというような課題だと捉えております。そしてオのほうですね、実施方針案を見ていただきたいと思います。マニュアルに明文化するものとして、次の2案が考えられます。

1案につきましては、広く議事について書いてあります第6章のところに、議会運営事項は全会一致による原則で議事進行するものとする。なお、議会運営事項とは意見書の提出等の議案に関する賛否の意思表示を除くものとする。という場所についてですね、議事の所に入れたほうが入れるという案が一つ。

2案としましては、第9章、委員会、議会運営委員会の場所にてですね、議会運営事項の議決、議会運営委員会で決める場合、場所の配慮事項ということで、議会運営事項の議決は全会一致を原則とする。なお以下は一緒であります。1案については、議事進行する全員が議事進行する時には、そういうふうに配慮した中で進行するものとし、②につきましては、議会運営委員会で決定するときに、全会一致を原則とするというようなところで、二つの案を考えてみました。説明は以上です。

○委員長（高田保則） ただいま、議会運営条項についての全会一致を原則とするということで、説明がありましたがお意見ございませんでしょうか。

今回の農業委員の承認についても、いろいろ御意見ありましたが、私は全会一致が望ましいという判断でああいう形に協力してもらいましたが、基本的には議会委員会は全会一致というのは基本だと思います。ただ、その議会運営委員会の中で審議する案件については、賛否をとるということも考えられますし、ただそういうものについては、私は、さっき言った会派代表会議の中で、例えば、県の課題だとか、国の課題とか、いろんな請願だとか、陳情だとかありますけど、そういうものについては、やっぱりそういうところで審議して、最終調整をしていくっていうのがいいんじゃないかと思いますが、基本的にはマニュアルに書くか、書かないかは別として、少なくとも、私は賛成多数ってことは避けたいということで、運営しているつもりですが、そういうことで、今後、審査の案件によって違うと思うんですが、その辺をどうするかというのは今後の課題だと思うんですけど。いかがでしょうか。

これについても今後十分審査して、いい方向でまとめたいというふうに思います。

○委員長（高田保則） 次に、ナンバー9、一般質問のあり方について、実施方針を協議したいと思います。事務局から、現状と課題について、説明をいただきます。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 一般質問のあり方についても、あのこの間の議運の中で大分、話がされたところでありますが、現状、課題のほう、私が調べたものも含めて、説明させていただきたいと思います。ちょっと古くなるんですが、今の現状の欄をごらんください。平成22年度に一般質問を総括質疑のあり方について、あり方の検討というのがされました。その時の検討結果についてですが、6月定例会前でしたので、今議会6月議会について、会派、グループ等で検証し、9月・・・6月議会辺りでの検討だったんですね。それで9月議会に向けて、それぞれが一般質問、総括質疑の本旨に向けて努力するということであり、会派等の検証、一般質問のあり方に検証ということで、会派に頼ることが多かったと思われます。一般質問の改善研修について、議会全体での取り組みは、今のところのなされていないというのが現状ではないかというふうに思っております。

それで、研修をやるということとしまして、ウの課題、一般質問のやり方に関する、やり方、あり方に関する研修は、一般的な説明だけの講義になる恐れがあり、講師の選定が重要となるのかなというふうに思っております。一般質問に関し、妙高市議会と市議会、他のもので、先進地っていうか、いい質問やっているところがあれば、他市議会との比較もしたことがありませんので、活発な議論をしている議会のビデオ等を参考にすることもあるのかなというふうに思っております。「よい議論がよい政策につながり、よい政策が実現されれば、よいまちづくりにつながる。」というような文書がありましたので、それをちょっと引用しましたが、よい答弁書を執行部に準備させる必要があるということで、答弁書をつくる執行部側の研修も参考になるのではないかなと、相手を知るということでもないんですが、執行部側の研修も参考になるのではないかなというところで課題としてみました。

それで、オ、実施方針なんですが、一般質問に関する議員研修の実施をすべきということで、一般質問のあり方役割効果等について、共通理解、講義を全員で受講するとか、参考図書全員で読むとか、まず共通理解をした上でしたほうが良いのではないかとというのが①です。研修については、議員倶楽部で実施するということになっておりましたので、それを書かせていただきました。参考図書の例としては、役所を動かす質問の仕方であるとか、これは相手方、執行部のほうから見た参考書なんですが、「議会答弁書作成のコツ」というのものが、参考図書としてはあったところです。そういうあり方についての共通理解ができた後に、議員相互に実践的な評価を行うと、定例会後に議員同士で評価を行うという意見がこの間ありましたし、4人程度のグループでビデオ見て評価を行うのもいいのかなというようなことで、たたき台として、これについては考えさせていただきました。皆さんのほうで審

議していただければというふうに思っております。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありました。御意見等ございましたら、お願いいたします。非常に、あの難しく、重要で、これを正常に戻すというのは、非常に長い時間がかかると思いますが、それも含めて御意見ををお願いします。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 議員として非常に大事であり、永遠の課題じゃないかなという気もするんですけども。あの先輩の議員の皆様方にちょっと教えて頂きたいんですが、今までどんなふうな形でこういったことを取り組んできたというか、事例があれば教えて頂きたいんですが。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 全体で、一般質問を研修した事例はないと思います。ただまあ、いろんな席で、正式な場ではなくて、あの人の質問よかったね、あれはこうではなかったかなというのは、どこかでいろいろな話では出ていますし、一般市民の方々からも、特にテレビで放映されるようになってからは、余計に、市民の中でもあの人の質問とか、そういった話は聞くんですが、公の場というか、正式な場所で議論した経緯はないと思います。ただ、いろんな場で変えなきゃいけない、変えなきゃいけないというような声だけは続いてきているという状況だ、私を思っています。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） そこで何を変えなければいけないって話だかというのは、だいたいはわかってるんですよね。あんなのは質問じゃないし、お願いで、じゃないかっていう話もあるし、そもそも対面にした時わかりやすくするためには、一問一答のほうがいいだろうっていうことになったんだけど。そしたら、質疑みたいになっちゃうともあるよね。それで、検証が必要だっていう話になったんだけど、みんなで17人、みんなでするとき、あんなの質問の、あれはダメだって話になっちゃうわけよ。そういう点では、会派で検証なら、言いづらいことも言いあえるんじゃないかと言って、そういうふうになってるんだと思うんだよね。だけど実際問題として、会派では、きちっとしているかという、まあ、なあなあ話になっちゃうと、あんまり成果がない。そこら辺では、今、検証の仕方は、会派でやるって事はそのままでもいいと思うんだけど、実績を上げてほしい、上げる必要があるんじゃないか、自分自身も含めてね、会派の中で、1年経ったけど、会派の中では1回もしませんでしたとかさ、やっぱり少なくとも一般質問ある本会議が終わった後では、会派は反省会を飲み会だけじゃなく、反省会をやらなくちゃいけない、その中に、この質問のあり方についても、やる必要がある。

一般的に言えば、ここに参考図書やなんか書いてあるけど、一般的に、一般質問と総括質疑の違い、総括じゃなくたっていいんだけど、質疑との違いだとか、どういう構えで準備すべきだとかというのはね、議員の一般常識としては、知るようには確認する必要もあると思います。そういう研修会は必要だと思います。

○委員長（高田保則） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 一般質問の中で、課題の中にですね、もう一点これ、一般質問の答弁に対する再質問という部分も課題に入れていただければいいのかなという気がするんですけど。というのは、当局が答えている、ただ、自分の考えと違うと。そういう中で、再質問とは、これちょっと違うんじゃないかって、私そう思うんですけど、そこも含めた精査をしなきゃいけないと思います。

○委員長（高田保則） この一般質問というのは、質問であるのか、質疑なのか、非常に難しい問題があります。ただ、いろいろ審議する場はあると。会派であるか、グループであるか、いろんな場があると思うんですが。ただ、私、葵クラブで、これ提案しているんですけども、一般質問というのは、何ぞやという原則が解らないと、会派でやっ

ても、グループでやっても、どうも都合のいいような考え方で流れる恐れがあるような気がしますので、その辺の一般質問とはなんぞや、質疑とはなんぞやというものをちょっと明確なものに表したもので研修なり、勉強なりをされて、その中で現状を踏まえて、どうだということを検討していただいたほうが、いいんじゃないかなというふうに私思うんですが。これからちょっと提案をしていきたいと思ひますし、私、一つの提案として、一般質問の全質問者のビデオをあるそういう機関に送って、それを検証してもらおうと。そういうような方法を一つは取ったほうがいいんじゃないかというふうに思ひますし、一つの案ですよ。そういうことで、私は会派の中ではそんなことを話してるんですけど。そんなよりも、これから皆さんに一般質問やり方について、30年度っていうことでね、そんなに長くは掛かってらんないですけども、是非、真剣な討議をしていただきたいというふうに思ひます。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） まあ、全員のやつを送るとなると、またそれも、内容によって向うの人も、地元のこういった状況も、見る人が見ればわからないと思ひます。とりあえずと言ひますか、本当は議員倶楽部かなんかで講師を本当、いろはのい、じゃないですけど、一般質問とは、元々こういうもんですよっていうような、本当にこう全員が一番下のベースとなる部分の考え方、一般質問の考え方ですよ、内容はともかくとして、こういったことのために一般質問ってのあるんだっていうような、一番基本の部分、を、本当、議員倶楽部かなんかで、講師を呼んでですね、じゃあ本当にそれなりに、いわゆる政治の大学の教授あたりをですね、ここに呼んでってことになれば、相当な費用もかかり、そんなくらいで来てくれるような人なら、ここに呼んでやればいいんですけど、理想的には、ですんで、議員倶楽部ですね、勉強会というのが、やっぱりこないだの長野先生みたいな形で、ああいった形で、本当にそういった、プロの人がですね、来てくれれば一番いいとは思ひますが、それが可能かどうかちょっとわからないんですけどね。

○委員長（高田保則） その辺も含めて、今後、検討していきたいと思ひます。

副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 全国議長会の事務局のほうに、講師陣というのがあったと思うんですよ。いろんな形で。そういったものをちょっと調べてもらえば、ひょっとしてこれに該当する講師がいれば、議長会のほうから事務局からくれば、一番よくわかっている人ですし、経費的にも安いなど。いうものもあるんで、ちょっと何か講師陣というの、あったような気がしたんで。確認だけしておいてください。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 一応、研修をするということで、前提で、いろいろあたってみたり、お金をちょっと調べてみるということで、そういう方向で調べてみるということでわかりました。

○委員長（高田保則） 一般質問のやり方は、今後十分検討していくということで、お願いいたします。

○委員長（高田保則） 次に、ナンバー11の議員の兼職・兼業の基準の確認等について、実施方針を協議したいと思ひます。事務局から、現状と課題について、説明をいただきます。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 葵クラブさんからの提案になりまして、マニュアルに載っている兼業、兼職の基準が曖昧な部分があるということと、平成28年の3月に議会事務局で出した内容との整合性なりをとるとか、わかりやすい規定にすべき、それと年1回の現況報告をしたらどうかという提案でありました。

現状について、説明いたします。妙高市議会議員政治倫理条例は、平成20年の7月1日から施行しております。その施行前にですね、条例制定前に、兼業禁止に対する基準を設けるための基礎資料として、議員全員からですね、議員の会社、団体等における在職状況の調査を実施しております。その後、その12月にですね、議員の会社、団体

等における在職基準について、兼業禁止基準が作成され、それが議会運営マニュアルに掲載されているということです。その後、全員協議会の中で依頼のありました兼職、兼業の禁止に関する具体的な例について、平成28年3月22日、議会事務局で、市議会議員の身分に関する兼職禁止規定について、というものを作成し、配布したところであります。それが現状です。

課題です。兼業禁止基準等に、本人が知らない間に、接触している場合も否定できず、例えば、区長、町内会長など名称にこだわらず、協議会だとかですね、自治会などということもありまして、自治会など地縁に関する団体で、知らないうちになっている、職についている場合もあるんじゃないかということで、議員の立場を守るためにも、年1回、現況確認、現況報告をする必要があるのではないかとこのことを課題として捉えました。あと、議員の会社団体等に関する在職基準について、兼業禁止基準、作成から10年を経過しているのに、不備がないか確認する必要があるのではないかと。それと平成28年3月に出了た市議会議員の身分に係る兼職禁止規定についての整合性も併せて確認する必要があるのではないかとこのことが課題としてあります。

オの欄を見てください。制定から基準の制定から10年経過したことからの内容の整合性確認を行っていききたい。それと議員の立場を守る観点から、議員の会社団体等における在職基準の調査を年1回実施する。というところをたたき台として書かせていただいたところです。説明は、以上です。

○委員長（高田保則） ただいま、議員の兼職・兼業についての説明がありましたが、御意見等はございませんでしょうか。

この問題についてはですね、葵クラブ、私から提出してありますけど。あの地方自治法の兼職、兼業については、それなり気に、皆さん気をつけていただいていると思うんですが、ただ、妙高市の場合は、協議会長、町内会長、班長とかって、色々な兼職がありますので、その辺の整合性もとっていかなくちゃいけないんじゃないかなっていうふうなことから、まあ年1回ぐらい現況届を出してもらったらどうかと、それについて、皆さんから承認をもらうとか、意見をいただくということが、やっぱりいいんじゃないかと。基本的には議員の身分の問題です。ね。身分の問題ですと、例えば、住所地がどこにあるとか、いろいろ国会でも、県会でもいろいろ問題になります。そういうものと大体同じだと思いますので、議員の身分というのは、やっぱりしっかり守っていかないと、議会も成り立たないわけですので、その辺、市民とか、報告を必要としたいというふうな考え方であります。そんなことで私たち提出しました。いかがでしょうか。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 1年に1回くらい出せばいいと思います。大体いろんな役職4月で公のやつが4月に替わるということであれば、まあ、4月に入って早々にですね、まあ、いついつまでに、何月何日現在のどのような形で、様式決めて出してもらえばいいと思います。

○委員長（高田保則） 小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） そのとおりだと思っております。内容について、兼職禁止基準の中で、区長、町内会長、いわゆる町内会の役員とかってというのは、だいぶ時代も変わってきてですね、なり手がいないといいますが、厳しい状況じゃないかなっていうふうに思うんですね。そういったことを勘案すれば、会社団体等における在職基準というのはこれもう厳しくっていいですか、ビシッとしなきゃいけないと思うんですけども。いわゆる非営利団体といいますが、そういった部分については、ちょっと見直しも必要んじゃないかなと。これでうまく地域が回っていくのかなと。実質的に、私の場合ですと、いろんな会議にね、出させていただいておりますけれども、私は決定権はないよということを前提としながら、話は聞かせていただいておりますけれども。やはりこれだけ人口減少だとか、いろんな複雑な地域の問題が出てきた時に、倫理規定があるから役員にはなれませんという、まあそれでいい

のかなという、感じも思っております。できれば見直しすべきかなと気もしています。

○委員長（高田保則） 副委員長。

○副委員長（佐藤栄一） 町内会の役員については、小さな部落等については、すでに、霜鳥議員も平丸のほうでは大変なんということで、議員の皆さんの許可をもらってやっている状況もあります。その前には、吉住議員さんも小さな部落でできないということで、順番に回ってくるもので、やらせてほしいということで。妙高市の場合、町内会と委託契約、文書配布の、結んでいる関係で、委託契約は駄目だったことで、今外されてると思うんですよ。その辺の考え方を少し、今、小嶋さん言われたとおりに考えてもいいかなと。本来の兼業禁止というのは、幹旋とか、いろんなものに絡まないためにつくってきてるものであって、この間、倫理の問題があつて厳しくしてあるんですが、もう一度10年経った経過の中で、NPOもだめになってますんで、そういった流れの中で、見直しをかけていくのは、私はいい時期かなというふうに思います。緩くするっていうんじゃなくて、我々の身分をしっかりともらったほうが、我々としてもノーと言いやすいし、イエスと言いやすいと。その辺の区別はもう1回すべきだと、私は思っています。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 問題は、皆さん自己申告だからさ。あの今みたいな、町内会長だとか、はっきりとわかるんだ。それを出して、本人も自覚してるか出してくるんだけど、それをいい悪い判断するんだけどね。中には多分、抵触してるなんて、思っていないでやってる人も結構いるんじゃないかね。そこら辺が、基準、市と委託契約を結んでるとかさ、なんか明確な営利団体だとか、NPOだって営利を目的としたっていいわけだから。そういう線を引く、基準づくりがあつて、それに合わせたら、私のはみんな出しましたよ。漏れていたのは私のミスですからこうやって言えるけど。その基準が曖昧だと、なんとなくっていうと、そんなの思いつけなかった、とってって過ぎちゃう。条例があつたって、あんまり意味がねえな。それで出したほうが割を食うみやいなというのも具合悪いし、そういう点では、基準づくりをまず、もう一度見直してもらいたい。

○委員長（高田保則） 私ども提出したのは、そこなんですよね。マニュアルの26ページ書いてある、あれでは非常にあいまいな部分が多いんで、基準の見直しをして、曖昧なところで、抵触しているか、していなかったというものではなくて、改めて基準づくりをして、そこに抵触するかしらないか、そういう基準を設けて、年に1回くらいはいんじゃないかなというふうに、提案させてもらいました。そんなような状況ですけど、これについても、基準づくりですから、今後、自治法等も含めて、検討していかなきゃいけないと思いますので、これらも皆さんと十分な意見交換をして審議を進めていきたいというふうに思います。

それではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 本日協議した事項については、5月22日に必要な部分は審議したいと思います。それから5月23日臨時議会ありますが、その前に全協がありますので、30年度検討項目の選定ということと、報告及び決定した実施方針の報告していくことにしたいと思います。そんなところでよろしいでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 事務局をお願いしたいんだけどさ、議員の政治倫理条例は、出来てから10年経ったけど、最近ほかのところで、県内でもつくっているよね。

そういうところで、兼職禁止の問題について、具体的にどんなふうにかかれてるか、取り寄せておいていただきたいと思ってるんですけど。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） はい、わかりました。あのちょっとほかの所の状況、実際のところ把握してないんですが、これから調べたいと思います。

○委員長（高田保則） 岩崎議員。

○岩崎議員（岩崎芳昭） 5月23日、臨時会ですよ。前の日に、6月議会の定例会の議運があるんですけど、できれば同じ日に、時間を調整してということはできないんじゃないかな。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 一つだけ、ちょっと問題点がありまして、これ、皆さんで協議していただければと思うんですが、広報みょうこうの締め切りが22日の正午なっていて、会期について6月号に載せるんですが、どうしても、その正午がぎりぎり、職員が会社に行って、最終確認を、オーケーを出すということなんで、23日にした場合ですね、決定しないので、その前に決めて、何て言うか、打ち合わせして決めていただくか。それか23日にした場合に変更あります、みたいなものを下に入れるか、そのようなことで、正式決定まではいかないということで、その辺協議していただければと思います。それでいるかどうかですかね。23日した場合。

○委員長（高田保則） 私もそういう提案したんですが、市報の関係で、締め切りが22日の正午ということで、それ以上は伸ばせないということで、もし22日に決定されない場合は、後ほど概略で変更する場合あるとか、インターネットでござんくださいとか、注意書きでお知らせする方法をとることですけども。その辺ですね。暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時37分

○委員長（高田保則） 休憩を解いて会議を進めます。今、お手元に6月定例会の日割り表、見込みということでお示ししてありますが、1日招集日、19日が最終日ということで、告示が5月の24日ということになります。委員会の予定ですけども、例年順番どおりということで、よほど問題のない限り、これによって順番が決まりますので、これもこういうことになります。

局長。

○局長（岩澤正明） はい。あの周り番でいきますと、12日が建設厚生委員会、13日が産業経済委員会、14日が総務文教委員会と通常であれば、順番であれば、そのような順番になります。

○委員長（高田保則） 今、局長のほうから報告ありましたが、通常ですと12日が建設厚生委員会、13日が産業経済委員会、14日が総務文教委員会ということで、順番ですけどもそうなるということでございます。予定はそんなところで…。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） あと、本会議、一般質問、最終日、よろしいでしょうかね。じゃあそういうことで、きょう、お示しした見込み表、23日に持ち込むと。事前にお知らせして、各議員の中から何かあれば22日までに提出してもらおうということでよろしいですかね。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 議運の決定事項なので、議運のメンバーであれば22日までに…。

○委員長（高田保則） 22日の議運は中止ということで、23日に議運をやると。臨時会後ということになります。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） これで委員会の順番決まったんで、できれば、その23日の全協の時にですね、今回6月議会ということで、所管事務調査が新しい形になるということで、前、これスケジュール配ってもらったやつ、これの今この委員会決まったってことになれば、何月何日は何々委員会が、通告日がいつまでですって形で、きっちり日に

ちわかると思うんで、できれば23日に、前いただいたのは29年度版でいただいたんですけど、今度30年度版の6月議会版がしっかりとしてできると思うんで、是非、その辺配っていただければと思います。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） そのように資料準備させていただきます。

○委員長（高田保則） ほかになければ、これで議会運営委員会を閉会させていただきます。御苦労さまでした。

閉会 午前11時40分